

令和2年3月31日

(文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長決定)

## 公認心理師法附則第2条第2項第1号に規定する文部科学大臣及び 厚生労働大臣指定講習会実施要領

公認心理師法（平成27年法律第68号）附則第2条第2項第1号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣指定講習会（以下「現任者講習会」という。）については、以下のとおり実施するものとする。

### 1 実施主体

現任者講習会を実施する者（以下「実施者」という。）は、一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を含む。）であって、現任者講習会を適切に実施することができるものとする。

### 2 実施時期

現任者講習会は、令和2年7月1日から12月31日まで及び令和3年4月1日から11月30日までの期間に実施すること。

### 3 指定の申請

現任者講習会を実施しようとする者が、実施する現任者講習会について文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載及び添付した申請書（様式例1）を文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て提出すること。

申請書は、本年7月1日から12月31日に実施する現任者講習会については本年6月30日まで、令和3年4月1日から11月30日に実施する現任者講習会については令和3年1月1日から3月31日まで、かつ、受講者の募集開始予定日の3か月前までに提出すること。

- ① 現任者講習会の名称
- ② 現任者講習会を実施しようとする者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
- ③ 現任者講習会の日程、科目名、内容、方法、並びに担当講師の氏名及び略歴
- ④ 講習会場の名称及び所在地
- ⑤ 募集人数
- ⑥ 受講者から徴収する費用
- ⑦ 現任者講習会に要する経費の収支予算
- ⑧ その他必要な添付書類
  - ・ 現任者講習会を実施しようとする者の事業の実態等を知るための書類
  - ・ 受講者からの評価の実施に関する書類
  - ・ 必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室（以下「公認心理師制度推進室」という。）が提出を求める書類
- ⑨ 現任者講習会のスケジュール等

⑩ 担当者連絡先

4 運営

現任者講習会の実施に当たっては、次の項目に留意して運営するものとする。

- (1) 科目名、内容及び時間は、少なくとも別表に規定する項目を満たすこと。
- (2) 現任者講習会を申し込もうとする者に対して、受験資格等の制限を設けないこと。  
また、公認心理師試験の対策に資する講習会ではないこと及び現任者講習会を受講しても受験資格が得られない場合があることを周知すること。
- (3) 現任者講習会の申込受付は、原則として次の方法で行うこと。
  - ① 先着順ではなく抽選で行うこと。
  - ② 定員を超過する申込みがあった場合に、キャンセル待ちの受付を行うこと。
  - ③ 定員に空きが生じた場合に、受講者の追加募集を行うこと。
- (4) 現任者講習会の開催予定に関する情報（日時や場所等）は、厚生労働省のホームページにて公表する。実施者においても、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受ける前から開催予定に関する情報を公表することは差し支えない。ただし、指定前においては、指定を受けられない可能性や日程変更の可能性のあることを必ず明記すること。
- (5) 実施者は、現に就労している者が円滑に現任者講習会を受講することができるよう、東京都及び大阪府以外の道府県や、休日・夜間における実施など、受講者の便宜に配慮すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止対策を講じること。
- (7) 実施者は、現任者講習会の課程を修了した受講者（以下「修了者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した修了書（様式例2）及び修了証明書（様式例3）を交付すること。
  - ① 修了番号
  - ② 修了者の氏名及び生年月日
  - ③ 申請書に記載した現任者講習会の名称、実施期間及び実施場所
  - ④ 交付年月日
  - ⑤ 実施者の名称及び印
- (8) 修了番号は、次の要領に従い8桁で作成し、各修了者に固有の番号を付与すること。  
開催年（西暦下2桁）＋別途公認心理師制度推進室が指定する団体識別番号（1桁）＋任意の連番（5桁）

(9) 修了証明書については、毀損又は紛失した修了者がいる場合、当該修了者の求めに応じ、修了証明書を再交付すること。

修了証明書の再交付を求める修了者は、修了証明書再交付申請書(様式任意)に、氏名、生年月日、実施者の名称、現任者講習会の修了年月日及び修了証明書の再交付を求める事由を記載の上、実施者へ申請すること。

(10) 実施者は、受講者の出席状況を把握し、出席状況の不良な者(講習科目を一部でも修めていない者)に対しては、修了を認めないものとする。なお、やむを得ない事情で現任者講習会を一部又は全部を欠席した者に対して、同一の実施者による同一年度内の現任者講習会における振替受講を認めることは差し支えない。

(11) 実施者は、現任者講習会の終了日から1か月以内に次に掲げる事項を記載及び添付した現任者講習会実施状況報告書(様式例4。以下「報告書」という。)を文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て提出すること。なお、令和2年7月1日から12月31日までの現任者講習会の実施者が、令和3年4月1日から11月30日に実施する現任者講習会の申請を行う場合は、その申請前に報告書を提出すること。また、「⑧発行した修了書の修了番号」については、電子データを公認心理師制度推進室宛て電子メールで提出すること。

- ① 現任者講習会の名称
- ② 実施者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
- ③ 現任者講習会の日程、科目名、内容、方法及び担当講師の氏名
- ④ 現任者講習会指定年月日
- ⑤ 講習会場の名称及び所在地
- ⑥ 募集人数、受講者数及び修了者数
- ⑦ 受講者から徴収した費用
- ⑧ 発行した修了書の修了番号
- ⑨ 現任者講習会に要した経費の収支決算
- ⑩ 受講者からの評価の実施に関する書類

(12) 修了書を交付した者に関する記録その他の現任者講習会の実施に関する記録は、公認心理師法の施行の日(平成29年9月15日)から10年間適切に保管すること。

## 5 講師

現任者講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることとする。

ただし「精神医学を含む医学に関する知識」を担当する講師は、医師又は精神医学について学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。)において教授、准教授、講師若しくは助教の職にあり、又はあった者とする。

(1) 大学等において、心の健康に関する科目を担当する教授、准教授、講師若しくは助教の職にあり、又はあった者

- (2) 次に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって(1)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するもの
- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
  - ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
  - ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
  - ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

## 6 指定の取消し

実施者が1、4、5又は7(2)のいずれかの規定に違反したと認められるときは、文部科学大臣及び厚生労働大臣はその指定を取り消すことができる。

## 7 その他

- (1) 現任者講習会を実施しようとする者は、あらかじめ公認心理師制度推進室に相談することが望ましい。
- (2) 実施者が現任者講習会の実施を取りやめる場合又は現任者講習会の内容に変更が生じる場合はその旨を速やかに届け出ること。
- (3) 過去に実施した現任者講習会において、1、4、5又は7(2)のいずれかの規定に違反した実施者が実施しようとする現任者講習会については、文部科学大臣及び厚生労働大臣は指定をしないことができる。
- (4) 3に定める申請書及び4(11)に定める報告書の送付先は、公認心理師制度推進室とすること。
- (5) 本実施要領は、令和3年4月1日から11月30日に実施する現任者講習会の申請が開始される令和3年1月1日までに、一部改正を行う可能性がある。

[本件担当]

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話：03-5253-1111(内線3112、3113)  
E-mail：koninshinrishi@mhlw.go.jp

## 別表

科目名	内容	時間
公認心理師の職責	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公認心理師の役割</li> <li>② 公認心理師の法的義務及び倫理</li> <li>③ 心理に関する支援を要する者等の安全の確保</li> <li>④ 情報の適切な取扱い</li> <li>⑤ 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務</li> <li>⑥ 自己課題発見・解決能力</li> <li>⑦ 生涯学習への準備</li> <li>⑧ 多職種連携及び地域連携</li> </ul>	1.5 時間
主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する制度	主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関係する制度	7.5 時間
主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する課題と事例検討	主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）における心理社会的問題及び必要な支援	7.5 時間
精神医学を含む医学に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。）</li> <li>② 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化</li> <li>③ 医療機関との連携</li> <li>④ 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害</li> <li>⑤ がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病</li> </ul>	6 時間
心理的アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 心理的アセスメントの目的及び倫理</li> <li>② 心理的アセスメントの観点及び展開</li> <li>③ 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査）</li> <li>④ 適切な記録及び報告</li> <li>⑤ 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義</li> <li>⑥ 心理的アセスメントに関する理論と方法</li> <li>⑦ 心理に関する相談、助言、指導等への応用</li> </ul>	3 時間
心理支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界</li> <li>② 訪問による支援や地域支援の意義</li> <li>③ 良好な人間関係を築くためのコミュニケーション</li> </ul>	3 時間

	<p>ヨンの方法</p> <p>④ プライバシーへの配慮</p> <p>⑤ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援</p> <p>⑥ 心の健康教育に関する理論と方法</p> <p>⑦ 力動論に基づく心理療法の理論と方法</p> <p>⑧ 行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法</p> <p>⑨ その他の心理療法の理論と方法</p> <p>⑩ 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と方法</p> <p>⑪ 心理に関する相談、助言、指導等への応用</p> <p>⑫ 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整</p>	
評価・振り返り	現任者講習会受講者による評価・振り返り	1.5 時間
合 計		30 時間